

令和元年度 安来市地域包括支援センター事業計画

■ 基本方針

- 「第7期安来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（2年次）に基づき、関係機関との密接な連携により、すべての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、最後まで生き甲斐いと尊厳をもって自分らしい暮らしができる地域包括ケアシステムの深化・推進に努める。特に、認知症に対する正しい理解の促進を地域・企業・学校等への働きかけを行うとともに「家族介護者のつどい」「本人交流会」「もの忘れトレーニング」「初期集中支援」等の実施により効果的な認知症ケアの向上に努める。
- 本年度から夜間・早朝・休日相談の実施により、よりきめ細やかな総合相談支援業務の充実強化を図るとともに、地域包括支援センターの愛称を制定し、市民や関係機関から親しまれるよう認知度の向上に努める。
- 「地域ケア会議」の充実により、個別地域ケア会議では「困難事例」をはじめ「自立支援型ケアマネジメント」の普及展開により自立支援・重度化防止に取り組む。又、校區別地域ケア会議・安来市地域ケア推進会議では「住まい・住まい方」をテーマに意見交換や課題共有を行い政策形成に努める。
- 総合相談支援業務や地域ケア会議等で明らかになった地域課題については、地域の介護予防や支え合いを推進する「生活支援体制整備事業」への参画により、運営母体である社会福祉協議会や安来市社会福祉法人連絡会との連携により、新たな制度外の地域資源の開発に取り組む。

■ 実施事業

I. 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

地域住民の抱える様々な困りごとに対し、ワンストップの総合相談窓口として、自らの課題解決機能を高めるとともに、関係機関との連携により適切な制度・サービスの利用につなげ、包括的な相談支援体制の構築に努める。

新①愛称の制定

新②休日相談の実施

- ・日時 毎月第1日曜日 午前9時30分～12時
- ・会場 安来市中央交流センター2階 第4会議室

新③時間外相談の受付と緊急対応の実施

- ・携帯電話への転送により、土日・祝祭日・年末年始の相談受付と緊急対応

新④相談システムの導入

- ・データベースの構築により、速やかな統計処理と地域課題の把握・分析を行う。

⑤地域におけるネットワークの構築

- ・校區別地域ケア会議（各校区1回）、安来市地域ケア推進会議（年1回）、総合相談支援事業業務委託事業所連絡会。（年2回）
- ・行政、民協、社協、相談事業所、交流センター、自治会等との連携。（随時）

⑥地域の実態把握及び対象者の把握

- ・日常の相談業務により、地域課題の把握や潜在的ニーズの発見・早期対応。

・民生委員、在宅介護支援センター、事業所、地域（ミニサロン等）からの情報収集。

⑦専門的な相談支援

・高齢者やその家族が身近なところで専門職による相談・援助が受けられるよう市内 3 か所の在宅介護支援センターへの委託により総合相談を実施。

⑧日常的な相談支援

・電話相談・来所相談・訪問相談をはじめ、ミニサロン、ミニデイ、地区民協、地区老連、自治会等が主催する会合等に出向き相談窓口の紹介、地域の実情、生活課題などの情報収集及び情報提供を行う。

(2) 権利擁護業務

虐待、消費者被害、財産などの権利侵害に関する通報及び相談に対し、迅速な権利擁護対応を行なうとともに、多様な権利擁護機関や制度につなぎ専門的・継続的な権利擁護業務を実施する。

① 高齢者虐待の対応

・安来市虐待防止マニュアルにより迅速な虐待対応。
・虐待事例検討会の開催及びコアメンバー会議への参画
・虐待実務者会議及び虐待防止対策協議会への参画。
・地域見守り（気づき）シート活用による啓発及び早期発見。
・「高齢者虐待防止研修会」への協力。

② 成年後見制度の活用

・松江家庭裁判所及び安来市権利擁護センター等との連携により相談支援。

新・「権利擁護推進セミナー」（安来市社会福祉法人連絡会との共催）

③ 措置への協力支援

・虐待対応による分離保護の支援、入所判定委員会への参画。

④ 困難事例への対応

・困難事例ケース検討会の開催⇒個別地域ケア会議の開催。
・行政及び基幹相談支援センター等関係機関との連携による対応。

⑤ 消費者被害の防止

・民生委員、介護支援専門員等との連携による未然防止及び早期発見。
・安来市消費生活センター等との連携による消費者被害の対応支援。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

高齢者の状況変化に応じて包括的かつ継続的な支援を実施する為、地域における関係機関等との連携体制づくりや介護支援専門員協会との連携強化を進める。また定期的な地域ケア会議を開催し、個別課題解決の向上、自立支援型ケアマネジメントの普及推進を図るなど包括的・継続的ケアマネジメント事業を実施する。

① 個別地域ケア会議の開催

・自立支援型ケアマネジメント会議（毎月開催）

新・自立支援型ケアマネジメントアドバイザー研修会

期日 平成31年4月23日（火）

講師 大分県／株式会社ライフリー代表取締役 佐藤 孝臣 氏

- ・ 困難ケースについては、必要に応じ随時開催。

②校区别地域ケア会議・安来市地域ケア推進会議

区 別	期 日	会 場	テーマ
1 中校区地域ケア会議	12月17日(火)	安来中央交流センター	地域包括ケアシステムにおける「住まい・住まい方」を考える
2 中・3 中校区地域ケア会議	11月6日(水)	広瀬社会福祉センター	
広瀬中校区地域ケア会議	9月4日(水)	広瀬社会福祉センター	
伯太中校区地域ケア会議	10月2日(水)	いきいきの郷はくた	
安来市地域ケア推進会議	R2年 2 月24日	アルテピア小ホール	

③介護支援専門員に対する支援

□個別支援

- ・ 困難ケースに対するケアマネへの個別支援。(随時)
- ・ ケアマネから地域包括支援センターへの相談シートによる個別相談支援。
- ・ 「社会資源情報誌」の提供。

□集団支援

- ・ 新人ケアマネ研修会、主任ケアマネ研修会の開催(各年1回)、
- ・ ケアプラン研修会等への協力(安来地域介護支援専門員協会)
- ・ 在宅医療・介護連携に向けた多職種研修会等への協力(安来市在宅医療支援センター)

(4) 介護予防ケアマネジメント及び介護予防事業

地域での自立した生活が送れるよう、多様な介護予防事業やその他適切な支援を行うとともに介護予防ケアマネジメントの実施を行う。

① 介護予防支援事業

- ・ 利用者の状態と主体性を尊重し、自立支援を促す介護予防ケアマネジメントを行う。
- ・ 介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託する場合は、必要に応じて助言を行い委託業務が適切に実施されるようケアプラン点検等に努める。
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業の周知啓発及び対象者の円滑な利用支援を行う。

② 一般介護予防事業

「リハビリテーション活用事業」により、リハ職、管理栄養士、歯科衛生士などの専門職の協力により「住民運営の通いの場」(こけないからだ体操)の拡充を行う。

新 安来地区 ～ 島田「梨の花クラブ」 15名(週1回)

新 伯太地区 ～ 井尻「日次女性部」 16名(週1回)

広瀬地区 ～ 町帳「有志」 11名(週1回)

II. 認知症施策推進事業

認知症の疑いのある人の早期発見・早期対応により、適切なサービス利用や生活環境調整等を行う。特に、認知症地域支援推進員の複数配置により認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チームとの連携により、認知症の人やその家族が状況に応じて必要な医療や介護等が受けられるよう認知症ケアの向上に努める。

(1) 認知症地域支援推進員の複数配置

認知症地域支援推進員専従職員2名と兼務職員6名により相談支援体制の強化を図る。

(2) 認知症理解普及促進事業

①「認知症サポーター養成講座」の開催(企業、地域、団体、学校等)

②「認知症講演会」の開催

期日 令和元年9月21日(土) 午後1時30分～

会場 安来市商工会議所

講師 若年認知症当事者の丹野智文氏(仙台市)、藤田和子氏(鳥取市)の対談。

新③「もの忘れトレーニングプログラム実施による認知機能への効果検証」

(3) 在宅生活支援体制づくり

認知症サポーター及びキャラバンメイトが行う認知症の早期発見や予防、認知症の方や家族を支える活動の支援を行うとともに連携強化に努める。

(4) 認知症初期集中支援チーム推進事業

医師、医療系職員等で構成する「認知症初期集中支援チーム」を2チーム制により、迅速かつ効率的な支援を行うことで、認知症の人や家族、地域等に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた集中支援を行う。

(5) 本人及び家族介護者への支援事業

①「介護者のつどい」の開催

少人数制の介護者同士の話し合いや情報交換により、介護者の心身の負担軽減やリフレッシュを図る。(毎月第3月曜日/安来市中央交流センター)

新②「本人交流会」の開催(年3回)

認知症本人同士が集い、楽しく安心して話し合い、相談し合える居場所づくりを行い、自分たちの思いや希望を社会に発信していける場づくりをめざし開設する。

新③「男性介護者のつどい」の開催(年1回)

男性介護者同士の話し合いにより、男性特有の課題等についての意見交換を行う。

新(6) 市内事業所における若年認知症実態調査の実施

Ⅲ. 組織運営体制の強化

新(1) 「ホームページ」の開設

新(2) 「包括ニュースレター」の発行(年3回)及び「包括チラシ」の作成

新(3) 包括事業「評価」の公表

全国統一の評価指標(55項目)を安来市独自の評価法により、自己評価を行い行政評価を通し、介護保険運営協議会での審議を経てホームページに公表する。

Ⅳ. その他協力事業

(1) ケアプラン点検業務への協力

介護保険給付適正化事業の一環として、市と共同してケアプラン点検(評価)を行う。

(2) 生活支援体制整備事業への協力

①安来市生活支援・介護予防協議会への参画

②生活支援に関するアンケート調査への協力

③「協議体」設置促進への協力(比田地区、十神地区、荒島地区、広瀬地区)